

とも言ふ。成體僅かに二〇種許。尾は短小。夏毛は腹部のみ純白で、その他は赤褐色、尾端少しく黒いが、冬季には尾端の黒色以外全部白變する。

オコシヨウガシラ 御小將頭 ↓コシヨウガシラ 小將頭。

オコシヨウグミ 御小將組 ↓オホゴシヨウグミ 大小將組。

オコジヨマツリ おこじよ祭 能美郡小松なる本折日吉神社に行ふ四月四日から六日に至る祭禮。機業に従事する工女が參詣する。神像は琵琶を抱く木彫のものであるが、その何たるかは明らかでない。

オコバタ 大河端 石川郡鞍月庄に屬する部落。文明九年十月十五日附攝津修理大夫宛所、丹後前司・和泉前司の判書に、『加賀國倉月庄内近岡村南新保大河縁等事、爲山門掠給奉書致違亂云々。』とある大河縁も是である。三州名蹟誌に、『この村に萩畠といふ所があり、前田利常の時軍用松明の爲に萩を植えた所であると記する。』

オコビト 御小人 御小人はもと小者と同様で、共に奴僕の名稱であるが、加賀藩では三十人・陸尺・御長柄小者などの外特に御小人の名目があつて、その宛行高・勤め方に差等があり、藩侯の行列に茶辨當・矢箱・提灯等運搬の事に當つた。この御小人に就いては、十二册御定書割場部の部に、『御小人頭先年は六人有之處、近年四人有之。御歩並に而四拾俵被下置。御小人之人高八十人、内六人小頭、平七十四人、此内十五人平生提灯持、十二人御玄關、此外小遣。』と見える。

オコビトガシラ 御小人頭 御小人頭は古

來士列で之を勤めた。前田利家の代には荒木八右衛門、二代利長の時には長谷川庄左衛門が見えて、それらが當職の始であらう。承應元年中村喜左衛門之を命ぜられ、其の後中村權十郎・風間治兵衛・同吉左衛門・中村六郎兵衛、寶永二年には井上丹左衛門・土田勘左衛門・塚本喜兵衛・千羽興三次がある。後には御歩並となつた。↓オコビト 御小人。

オコビトシタマチ 御小人下町 金澤なる御小人町の後、地で、御小人町と同じく、昔は御小人の組地であつた。

オコビトバシ 御小人橋 金澤橋梁記に、『御小人橋、御小人町』とある。御小人町の末に架けられる小橋であつたが、今は此の橋名がない。

オコビトマチ 御小人町 金澤の町名。舊藩召仕の御小人の組地であつた。この稱であるが、其の中に地子地もあつて、他の業務の人々も居住して居た。後には御小人が追々退去して、商家のみになつたが、それでも御小人町の名は残つてゐた。

オコビトメツケ 御小人目附 微妙公夜話録に、『利常卿小松に於て御意被成候は、金澤の侍共妾をば方々の小家に召置き、かこひ女と是を申すよし聞召し、沙汰の限なる事也。小人目附を申付け、誰々圍ひ置候哉、書附を以て可申上旨仰出されたり。』とある。御小人目付とは、下々の事を探索する爲、御小人に命ぜられたものであらう。

オコホリ 御郡 御郡奉行の支配に屬する地をいふ。故に金澤の城下以外でも、町奉行の管轄する小松・松任・宮腰・所口の如きは、法制上の御郡ではない。

オコホリウチギン 御郡打銀 御郡方の治水・耕作道路・橋梁普請・藏修理・舟渡・航路燈明等の費用に宛てる爲徴收するものをいふ。古くからあつたと見えて、寛永十二年既に郡打銀の内を以て往還橋及び往還道作りを行ふとのことがある。後元祿八年従来の郡打銀は諸郡共通に之を課した爲、負擔は同じ割合であるが、費途は工事の多少に從うて差違があるから、能美・石川・河北・口郡・奥郡・瀧波・射水・婦負の郡別に之を收支することにした。

オコホリカタキユウキ 御郡方舊記 御郡奉行輯録の記録であるが、今は石川・河北二郡中の抄録を残すに過ぎぬ。

オコホリカタサダメガキ 御郡方定書 一册。延寶五年から春秋二次御郡奉行巡回の際、郡村民の心得べき法令を肝煎・良百姓等に申渡したのであるが、正徳元年からは寛文八年七月六日附及び延寶七年八月の定書を村に寫させ置き、一月に一度宛讀聞かせることにした。この定書を載せたものである。

オコホリカタサンブツチヨウ 御郡方産物帳 九册。元文三年領内各郡方及び近江領の十村役から、その産物を、藩の産物方主附に報告したもの、留書で、産物の種類は穀・菜・粟・苧・邊土百姓給物・草・木・竹・鳥・獸・魚・蠶・虫・蛇・石・土・水・火各部に分けてある。

オコホリシヨ 御郡所 御郡所は御郡奉行の役所で、御算用場中の一局である。

オコホリギヨウ 御郡奉行 (一)職制 加賀藩の御郡奉行は御郡所に在つて、郡方の人事・租税・土木及び輕易なる裁判等のことを掌る。但し殺人・放火・盜賊・博奕の如きは盜賊改方奉行の所管であつた。御郡奉行は初め

任地に在任したが、萬治二年十村代官の制が立てられてから、郡方には御郡付足輕を駐在せしめ、御郡手に事務を補佐せしめることにした。次いで文政四年御郡奉行に改作奉行を兼帶せしめ、又天保十年の復元によつて之を分離し、御郡奉行に地方在任を命じたが、十四年越中の外の引越奉行を廢することになつた。

(一)加州御郡奉行 其の初は知れぬが、寛永中市川長左衛門、その後千福八郎左衛門・武部右馬九・千福縫殿の名があり、寛文三年橋本治左衛門、同四年林十左衛門が命ぜられた後は二人役となつた。後世では員數三人である。

(二)能州御郡奉行 其の初は知れぬが、承應二年津田宇右衛門が命ぜられ、萬治中村田三郎左衛門、田邊助六等の名があり、寛文四年三島彦右衛門、八年田伏彌左衛門が命ぜられ、それより延寶に至つて二人役となり連綿した。後世では四人である。

(四)瀧波射水御郡奉行 承應二年に郡勘三郎、萬治二年に津田右京、寛文元年加藤治兵衛、同年間河北彌左衛門・松原八郎左衛門、同十二年金森長右衛門等が命ぜられ、天和年間以來二人役となつた。後世では四人である。

オコヤ 御小屋 藩の江戸邸内に於ける諸